



## 協力医療機関 契約書

社会福祉法人慈雲会が運営する特別養護老人ホーム愛敬苑の医療体制の充実を図るため、社会福祉法人慈雲会(以下、甲という)と、医療法人社団温光会内藤病院(以下、乙という)は、甲に対する医療協力に関して、次の通り契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲と乙の両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

### (医療協力科目)

第2条 乙は甲に対し、乙が診療科目として掲げる科目についての医療協力を行うものとする。

### (協力体制)

第3条 乙は甲に入所している利用者が乙の診療科目として掲げている科目に相当する疾病等に罹患した場合またはその疑いがある場合に、甲からの診断、治療、入院依頼等について協力するものとする。

2 乙は、前項により甲から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある場合を除き、甲に協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、甲の協力体制構築費として、毎年4月末日限り、10万円を、乙が指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、利用者の診断、治療、入院等に要する費用は別途とする。

### (契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、本契約締結日から2年とし、契約期間満了の1ヵ月前までに甲、乙は双方から特段の意思表示がなかったときは、この契約は更に2年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

### (契約の解除)

第5条 本契約の解除は、甲または乙のいずれか一方から1ヵ月以上前の予告を持って解除することができる。

### (疑義の決定)

第6条 本契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めない事項については甲・乙協議の上、決定する。



この協定の成立を証するため、本書2部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 東京都杉並区和田一丁目3番7号

社会福祉法人 慈雲会  
理事長 渡邊雅弘



乙 東京都渋谷区初台1丁目35番10号

医療法人社団温光会内藤病院  
院長 内藤誠

